平成25年3月29日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例(平成25年条例第2号)第3条の規定に 基づき、ひらつか男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営 に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) ひらつか男女共同参画プランの推進
 - (2) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(委員)

- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 公募に応じた市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委 員がその職務を代理する。
- 6 第5条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民部人権・男女共同参画課で処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会 に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。ただし、第4条第3項及び第7条第5項 の改正規定は、公布の日から施行する。